



後継者新事業展開 支援モデル事業補助金

後継者が取り組む新事業展開を支援します！

- ◆ 補助対象事業：経営革新計画等に基づいた新事業活動
- ◆ 補助上限：100万円（補助率1／2）
- ◆ 事業期間：令和7年4月1日～令和8年2月28日

事業承継を契機に「後継者」が取り組む新事業に要する
販路開拓費用や**試作品開発費用**などの経費の一部を補助します。

後継者等が事業承継を契機に取り組む、経営革新計画等に基づいた新事業展開に要する経費の一部を補助します。

補助要件の概要

補助対象者	事業承継後も引き続き県内で事業を営む中小企業者で以下の後継者等を有する者 ◆ 「後継者」 事業承継から3年以内 ◆ 「後継候補者」 申請企業で勤務する役員・従業員
補助対象経費	広告宣伝費、販路開拓費、試作品開発費ほか
対象となる計画	◆ 経営革新計画 ◆ 事業承継計画
支援機関	◆ 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター ◆ 認定経営革新等支援機関 (商工会議所、商工会、金融機関など)
補助対象期間	交付決定から令和8年2月末まで

問い合わせ先

詳細や申請書はこちら



宮崎県商工政策課
経営金融支援室

[電話番号] 0985-26-7097
[HP] <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>
[メール] keieikinyushien@pref.miyazaki.lg.jp



[電話番号] 0985-72-5151
[HP] <https://miyazaki-hikitsugi.go.jp/>
[メール] HPの問い合わせフォームより

